

令3香南市監査委員告示第5号

令和3年2月8日付け 02 香南監委発第 42 号、令3香南市監査委員告示第4号により公表した定期監査結果報告書に基づき、措置を講じた旨の通知が香南市長及び香南市教育長からあったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項及び香南市監査基準第17条の規定により、当該通知に係る事項を公表します。

令和3年3月3日

香南市監査委員	岩本 淳
同	有岡 正博
同	馴田 文雄

令和2年度の定期監査（財政援助団体関係）の結果に基づき、講じた措置の状況は下記のとおりです。

※原文の内容を変更しない程度に、一部校正しています。

記

監 査 の 結 果	措 置 の 内 容
(1) 支出負担行為について	
<p>補助金交付における支出負担行為については、香南市財務規則（以下「財務規則」という。）第47条で支出負担行為として整理する時期として「交付決定のあったとき」と規定されている。</p> <p>しかしながら、本監査において支出負担行為の日が交付決定日と異なるものが散見された。</p> <p>また、財務規則第45条第2項で、「支出負担行為を変更し、又は取り消そうとするときは、支出負担行為変更票によらなければならない。」と規定されているが、補助事業者より変更申請があり、補助金変更決定通知は交付しているが、支出負担行為変更を行っていないケースが見受けられた。</p> <p>今後は、補助金交付における支出負担行為事務の規定を遵守し、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>（該当課 健康対策課、学校教育課、生涯学習課）</p>	<p>香南市財務規則第47条で規定されているとおり、支出負担行為として整理する時期として、「交付決定のあったとき」を遵守し、支出負担行為と交付決定日を同一とするよう適切な事務処理を実施してまいります。</p> <p>今後は、全ての事務処理におきましても香南市財務規則を遵守し、合わせて課内のチェック体制を強化してまいります。</p> <p>（健康対策課）</p> <p>補助事業者より変更申請があり、補助金交付決定変更通知書を交付しましたが、支出負担行為変更を行っておらず不適切な事務処理となっていました。</p> <p>今後は、補助金交付における支出負担行為事務の規定を遵守し、適正な事務処理を行うように努めます。</p> <p>（学校教育課）</p> <p>ご指摘の支出負担行為変更票の作成について、企画財政課と協議を行った結果、支出負担行為変更票の出力がシステム上できないことから、現在、企画財政課からの当面の対応としての指示に基づき事務処理を行っています。</p> <p>支出負担行為と交付決定の日を含め、今後は、香南市財務規則の事務規定を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p> <p>（生涯学習課）</p>

(2) 補助金額の確定及び戻入について	
<p>補助金額に関しては、香南市補助金交付規則（以下「交付規則」という。）第15条第2項で、「補助金の額は千円止まりとし、千円未満の端数は切り捨てる。」と規定されており、千円未満の補助金を交付する場合は、それぞれの補助金交付要綱で規定する必要がある。</p> <p>しかしながら、本監査において、当該補助金交付要綱で規定されていないにもかかわらず千円未満の端数を切り捨てずに交付額確定を行い、その確定額により戻入処理を行っているケースが、複数の課で見受けられた。また、戻入処理においては、当該年度内の処理が出来ておらず、翌年度での戻入となっていたことも確認された。</p> <p>今後は、補助金検査及び確定時において根拠法令に留意し、必要に応じて要綱の見直しを行われたい。</p> <p>（該当課 農林水産課、福祉事務所、生涯学習課）</p>	<p>補助金の交付確定額が千円単位でない理由については、補助事業者の地産地消協議会の収入は当該補助金のみであり、事業完了後は1円単位で精算し、通帳内が0円となるように戻入をしていたため、確定額が円単位となっていました。今回のご指摘により、令和2年12月3日付け令和2年香南市告示第146号において、1円単位で執行できるよう補助金交付要綱の一部を改正いたしました。</p> <p>また、戻入処理が年度を越えてしまったことは、職員の認識不足と課内のチェック体制の不備が原因でした。今後は適正な事務処理を行うよう職員に周知徹底いたしました。</p> <p>（農林水産課）</p> <p>令和元年度社会福祉協議会の法人運営事業費補助金の事務執行において、香南市補助金交付規則に基づいた千円未満端数額の切捨てをせずに補助金額を確定していたことが、令和2年8月21日に予算執行を点検する中で判明しました。交付済みの補助金錯誤額678円については、交付対象団体である社会福祉法人香南市社会福祉協議会に対して、令和2年9月3日付で返納依頼文書を発行し、当該団体の理事会承認後の令和3年3月5日までに返納してもらう予定となっています。</p> <p>また、当該補助金交付要綱の見直しについては、補助金の趣旨及び事業実施に支障がないことから行わないこととしました。</p> <p>今後の事務処理にあたっては、根拠法令に留意して適正な処理に努めます</p> <p>（福祉事務所）</p> <p>補助金額について、千円未満の金額も交</p>

	<p>付できるよう令和元年度中に補助金交付要綱の改正を行いました。施行は令和2年4月1日からであり、令和元年度においては、改正前の要綱の規定により事務処理を行う必要がありました。</p> <p>また、補助金の戻入処理につきましては、事業実施期間が令和2年3月31日までとなっていたことから、補助金額の決定処理が遅くなり、戻入が令和2年4月以降となりました。</p> <p>今後は、年度末を待つことなく、事業終了後速やかに処理を行うとともに、関係法令を遵守し、適正な事務処理に努めます。 (生涯学習課)</p>
<p>(3) 香南市農業公社管理運営事業費補助金について (農林水産課)</p>	
<p>当該補助金は、香南市農業公社の運営に係る経費についての補助金交付であるが、補助金変更申請において、変更申請書に添付されている事業実施計画書に具体的な変更に係る内容の記載がされておらず、変更の必要な理由が明確となっていない。</p> <p>また、変更申請書には物品購入契約書の写しが添付されているが、購入契約日が変更申請日以前の日付となっており、事後の申請となっている。</p> <p>補助金交付決定の過程において、補助申請内容の審査は、補助金の事業実施に当たって、その公益性及び適格性を判断しなければならない。</p> <p>当該変更申請における審査の内容について、申請書及び交付決定における回議書では、判断内容を確認できなかった。</p> <p>補助金という公金を取り扱う以上、補助事業者はルールを遵守する必要がある。所管課は補助事業者が適正な事務処理を行うよう指導することが必要である。</p>	<p>ご指摘のあった事業実施変更計画書に具体的な変更内容が記載されておらず、変更に必要な理由が明確になってなく、回議書においても判断内容を明記できていなかった点につきましては、補助事業者に対し変更のあった場合には必ず内容を明記するよう指示を行いました。</p> <p>2件目の購入契約日が変更申請日以前の日付で事後の申請となっている件につきましては、補助金の執行過程において基本的なルールにもかかわらず、適切な処理ができていませんでした。</p> <p>2件とも補助事業者と職員の認識不足が原因であり、直ちに、補助事業者に対し、申請前に事業を行わないこと等ルールに沿った適正な処理を行うよう指導し、職員には申請書類の厳格な精査を行うよう周知徹底を行いました。</p>

<p>今後は、補助事業者からの申請書類等の精査と根拠法令に則った適正な事務処理に努められたい。</p>	
<p>(4) 香南市環境制御技術高度化事業費補助金について (農林水産課)</p>	
<p>当該補助金は、施設園芸への環境制御技術の導入に要する経費に対する補助金交付である。</p> <p>交付決定時の回議書作成において、複数の補助事業者からの申請にもかかわらず、氏名の記載は1名のみで他の申請者は他何名として記載し、補助申請額においても、数名分を合計した金額で申請額としているため、各申請者の氏名や申請金額等の個別の内容が回議書では確認できない状況であった。</p> <p>回議書の決裁区分においても、申請者毎の申請額での交付決定でないことから、香南市事務決裁規程に規定されている決裁区分とは相違している。</p> <p>また、補助事業者からの交付申請書においても不備が散見され、補助金検査調書兼確定書における検査職員が行うべき立会検査を立会職員が行うなど不適切な事務処理となっている。</p> <p>回議書は、決裁者が行政としての意思決定をするために内容を説明する公文書であり、決裁における必要事項を明確に記載する必要があると考える。</p> <p>今後は適正な回議書作成に努め、課内のチェック体制についても見直しを行われたい。</p>	<p>複数の補助事業者からの申請にもかかわらず、まとめて回議を行い氏名や金額の確認ができない状態でした。また、申請書類の中にも不備があるにもかかわらず受付をしていました。</p> <p>今後は申請書類の適正な受付、回議書においても個人単位で行うよう職員に指導を行いました。</p> <p>また、検査調書兼確定書において、検査職員が行う検査を立会職員が行っていたことにつきましては、検査写真と検査調書兼確定書の整合性がとれていなかったことが見抜かっていました。</p> <p>今後は、香南市検査職員を命ずる職員の区分及び範囲に関する規程に基づき、適正な検査を行うとともに、検査調書を含め、回議書等については課内でのチェック体制を強化するよう職員に周知徹底いたしました。</p>
<p>(5) 香南市企業等人権問題連絡協議会補助金について (人権課)</p>	
<p>当該補助金は、香南市の企業等人権問題連絡協議会が行う事業に対する補助金交付である。</p> <p>本監査において、交付決定額に交付決定</p>	<p>ご指摘のありました交付決定前に支出があったことに対しては、補助金の交付決定を受けて事業を執行するという補助金事務の基本が十分理解されないまま事務</p>

<p>前に支出のあった補助対象外経費が含まれており、補助金検査調書兼確定書における交付確定額に誤りがあることが確認された。</p> <p>補助金検査調書兼確定書は、交付規則第15条第1項に規定されており、補助事業が適正に行われ、補助対象経費が正しく計上されているかを検査し、適合すると認めるときに作成し、補助金額を確定するものである。</p> <p>今後は補助金検査における履行確認を慎重に行い、適正な事務処理に努められたい。</p>	<p>処理を行ったので、香南市補助金交付規則等を遵守するよう指導しました。</p> <p>また、補助金検査調書兼確定書における交付確定をする際にも、補助対象経費が正しく計上されているか担当者だけでなく課内で確認するよう徹底しました。</p> <p>今後は、補助金検査における確認を慎重に行い、適正な事務処理に努めます。</p>
---	---

(6) 香南市満3歳以上子どもに係る給食費補助金について (こども課)

<p>当該補助金は、令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化開始に伴い3歳児から5歳児の給食費について、補助限度額を定め補助するものであり、償還払いについては、支払った給食費に対する補助である。</p> <p>本監査では償還払いにおける申請書の申請額に、支払い前の給食費が含まれているにもかかわらず申請書を受付し、交付決定を行っていることを複数確認した。</p> <p>償還払いでは、当該補助金交付要綱第7条で規定されている「支払った給食費の額に相当する額」を確認しなければならないが、支払い以前に交付決定を行うことは、補助要件に適合しておらず不適正である。</p> <p>また、請求書の提出時に添付が必要な領収書の写しが添付されていない請求書もあり、支払いの確認が出来ているか不明であった。</p> <p>補助事業における交付要綱は、補助金交付事務における取扱いの基準を定めるものであり、交付事務は要綱に則って行わなければならないが、要綱が実状に即してい</p>	<p>当該補助金交付要綱が実状に即しておらず、申請時において償還払いの申請額を事前確認出来なかった場合もあったことから、3月に要綱を改正するよう準備しています。</p> <p>今後、要綱規定に十分に留意し、課内で確認のうえ、適正な事務処理に努めてまいります。</p>
---	---

<p>ない場合もあると考える。 なお、監査後に所管課において、以上のこ とを踏まえ、令和2年度中に要綱の改正を 予定していることを確認した。</p>	
--	--